

「情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る調査」
-報告資料-

1. 本事業の全体像

本調査では、情報銀行に必要な機能、社会実装に向けた課題等について検証し、有識者会議を通じて教育データの利活用のルールの在り方を検討した

調査の全体像

前提整理・関連する取り組みの確認

イン
プット

- 消費者の信頼性を確保することを目的とする任意の認定スキームの確認（令和元年10月に策定した「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.0」を参照）
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月4日閣議決定）における国民起点でのサービス設計に資する観点の確認
- 「教育データ利活用ロードマップ」（令和4年1月）に基づいた関係各省における取組の確認
- 令和4年度事業「教育分野における情報信託機能の活用に係る調査」で抽出された、「個人情報を含む学習データの流通において留意すべき事項」や有識者会議での議論の確認

情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る実証

プロセス

（1）情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る実証

フィールド
調査

児童・生徒、教職員、保護者等、必要な協力者の参加を得て、2つの地域をフィールドとした実証事業等を行う

ヒアリング
調査

情報銀行が介するユースケース想定を提示し、生活者・学習塾・事業者に対して受容性の調査実証等を行う

（2）情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討

教育分野での個人情報の流通に係る特徴を踏まえた上で、個人情報を含む学習データ等の流通・利活用を行う場合の制度・技術・運用面等における課題を整理し、解決に向けた方法を提示する

（3）情報銀行における個人情報の取扱いルールの在り方の検討

上記（1）及び（2）による整理・提案を踏まえ、情報銀行を介して学習データ等を流通させるに当たって留意すべき論点及びその対応の方向性を示し、具体的なルールの在り方を検討する

有識者会議の運営

情報銀行を介して学校外の学習データ等を相互に流通させるにあたって留意すべき論点及びその対応の方向性を議論する

成果物の作成

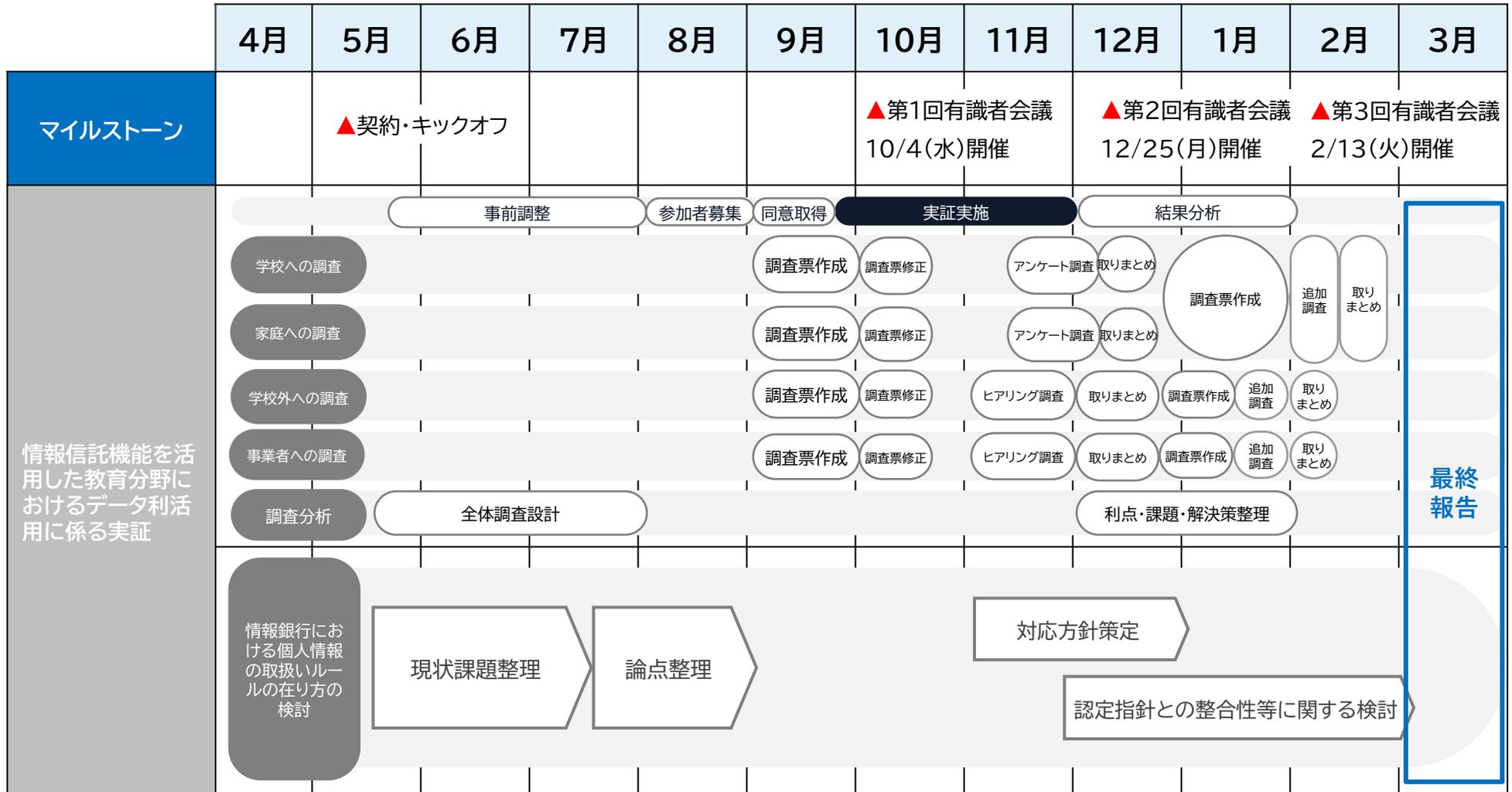
アウト
プット

昨年度事業に基づいて今年度事業における6つ論点の整理・検討を行う教育分野において情報銀行を社会実装するにあたっての留意点を提示する

個人情報を含む学習データ等の流通・利活用を行う場合の制度・技術・運用面等における課題を整理し、解決に向けた方法を提示する

9月から11月にかけて実施したフィールド実証を軸に各調査、検討を実施

実施スケジュール



最終報告

各調査の専門知識を有する者を有識者として選定し、有識者会議を開催

有識者会議の運営／実施体制及び各回での検討・議論事項

有識者	
安藤 大作	公益社団法人全国学習塾協会 会長
稲田 友	NTT コミュニケーションズ スマートエデュケーション推進室 担当部長
太田 祐一	株式会社 DataSign 代表取締役社長
越塚 登（座長）	東京大学 大学院情報学環 教授
森 亮二	英知法律事務所 弁護士
山本 圭作	高石市教育委員会 教育長

オブザーバー
こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省、一般社団法人日本IT団体連盟

-
- | | | |
|-----|-------------|--|
| 第1回 | 2023年10月4日 | <ul style="list-style-type: none">本事業での検討論点に対する指導・助言フィールド実証における調査設計に対する指導・助言 |
| 第2回 | 2023年12月25日 | <ul style="list-style-type: none">フィールド調査に基づく、情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討フィールド調査に基づく、情報銀行における個人情報の取扱いルール の在り方の検討フィールド調査（アンケート）の状況共有および追加調査（※小規模の調査を想定）の可否検討 |
| 第3回 | 2024年2月13日 | <ul style="list-style-type: none">実証・調査結果の共有議論経緯に基づく、情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた方向性の確認議論経緯に基づく、情報銀行における個人情報の取扱いルール の在り方の確認 |
-

2. 調査内容

(1) 情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る実証

昨年度事業をふまえ、今年度事業における論点、検討事項について下記のように整理

情報銀行における個人情報の取扱いルール¹の在り方の検討/昨年度事業に基づく今年度事業における論点の整理

< 論点 >

< 検討事項 >

1. ニーズの洗い出し、便益の整理	<ul style="list-style-type: none">教育データを連携・活用するユースケースにはどのようなものがあるか。情報銀行を介することでどのような価値が生まれるか。
2. データの種別・取扱い	<ul style="list-style-type: none">情報銀行が扱うことができる教育データの種別の範囲はどうあるべきか。また、特別に配慮が必要な情報、扱うべきではない情報はるか。情報銀行におけるデータの集約・流通、各システムとの連携方法はどうあるべきか。
3. 同意取得・コントロールビリティ	<ul style="list-style-type: none">利用者個人が未成年であることを踏まえ、同意取得、コントロールビリティの確保にあたり、留意すべき点は何か※。データの取得・提供に係る契約はどうあるべきか。学校間・地域間でのデータの持ち運びにおいて、情報銀行が関与する意義はあるか。その場合に留意すべき点は何か。 <p>※本検討の対象は、学校外の教育データ等とする。</p>
4. 利用目的制限の要否	<ul style="list-style-type: none">情報銀行が教育データを取扱うことができる場合は、利用目的に応じて限定するべきか。限定するのであれば、どのような利用目的に限るのがよいか。
5. 提供先に求める要件	<ul style="list-style-type: none">多くの学校・教育機関でPマーク等の第三者認証を取得していない中、教育分野におけるデータ提供先に求めるセキュリティ要件はどうあるべきか。第三者認証以外で、データ提供先となる学校や教育機関での安全性を担保する方法はあるか。
6. その他課題	<ul style="list-style-type: none">関係他省庁の取組、教育分野のガイドライン等との整合性について留意すべき点は何か。

本事業においては下記7つのユースケースを検討し、フィールド調査,ヒアリング調査の2つのアプローチにて検討を実施

本調査で想定するユースケースの整理

- フィールド調査 … 学校現場でのデータの利活用（学習カルテの提供）を通して、各ステークホルダーが情報銀行へ求めている機能を整理。
 ヒアリング調査 … 情報銀行が介するユースケース想定を提示し、生活者・学習塾・事業者のユースケースの受容性を整理。

分類		マッチング				ポータビリティ	
ユースケース	①学習プランの案内	②習い事の案内	③メンタルヘルス等のサービス提供	④スカウト型サービス	⑤学習情報の連携	⑥アレルギー情報等の連携	⑦資格情報等の連携
調査方法	ヒアリング調査	ヒアリング調査	ヒアリング調査	ヒアリング調査	フィールド調査 ヒアリング調査	ヒアリング調査	ヒアリング調査
データ提供先	<ul style="list-style-type: none"> 学習塾 事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 地方自治体 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 自治体 	<ul style="list-style-type: none"> 学校 学習塾 事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 学校 学習塾 	<ul style="list-style-type: none"> 学校 ※進学時を想定	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 ※進学時を想定
データ提供元	学校	テスト結果 成績情報	テスト結果 成績情報	テスト結果 成績情報 出欠席情報	テスト結果 成績情報	テスト結果 成績情報	
	事業者	デジタル教材学習 履歴	デジタル教材学習 履歴		デジタル教材学習 履歴	デジタル教材学習 履歴	
	その他	学外学習記録	学外活動履歴	家庭情報	学外活動履歴 資格・スキル情報	学外学習記録	健康情報 学外活動履歴 資格・スキル情報
ユースケース概要	児童生徒の学習結果をもとに、学習塾や事業者といった提供先第三者より、学習プランの案内（夏期講習や学習サービスの案内）を得られる	児童生徒の学習結果や学外活動記録をもとに、事業者や地方自治体などより、習い事の案内を得られる	児童生徒の学習結果や学校への登校情報、家庭情報等の情報をもとに、事業者や地方自治体といった提供先第三者が問題を抱える児童生徒の早期発見、支援ができる	児童生徒の学習結果や成績情報、学外活動履歴等をもとに、学校や事業者「スカウト」を実施。利用者は進路選びが有利になったり、情報提供が受けられたりする。	児童生徒の学習結果を、学校内外を問わず連携することで、利用者個人が学校、学習塾の双方の学習結果を踏まえて、自身に合った指導や支援を受けられる	児童生徒のアレルギー情報等の健康情報を、学校間（所属する学校と進学先の学校）で連携することで、進学時における利用者の情報提供負荷が軽減できる	児童生徒の資格情報・スキル情報を、進学先へ連携することで、進学時における利用者の情報提供負荷が軽減できる

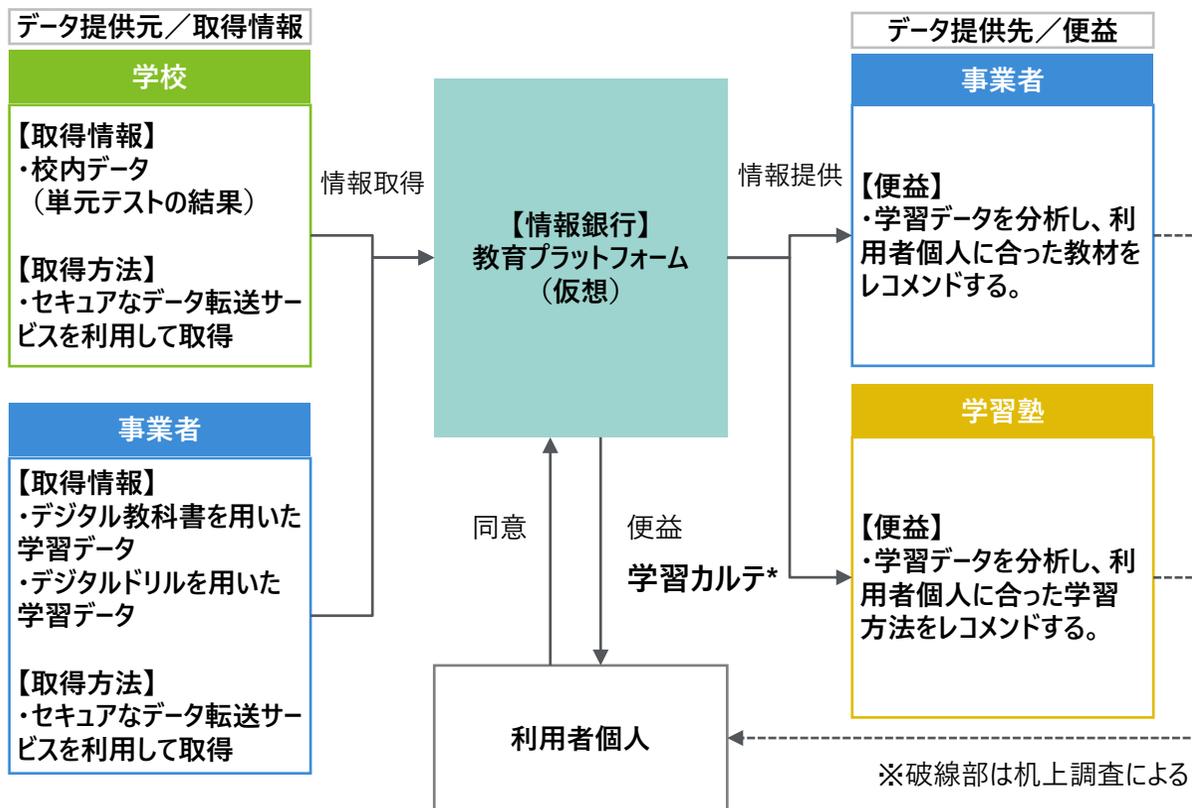
学習カルテを用いて、学習情報連携を仮定した調査を実施

フィールド調査内容/調査概要

< 調査概要 >

フィールド調査では、ユースケース⑤学習情報の連携について実証調査を行い、情報銀行を介して児童生徒の教育データを活用することで、学校や学習塾、事業者が個人への指導を充実させることができるか（論点1）について調査した。また教員、学習塾、事業者に対しては教育データを活用して教育サービスの質を向上させる際に必要となる教育データ（論点2）や児童生徒および保護者のデータ利活用時の同意に対する考え方（論点3）について、事業者・学習塾に対しては個人情報の取扱いに対する実態（論点5）についてアンケートを実施した。

- ・9月から11月まで計3回、情報銀行から学校を經由して児童生徒に学習カルテ*を提供。
- ・学習カルテの対象の教科は算数・数学とし、児童生徒の日々の学習状況を一覧で確認することが可能。



*学習カルテについて

自身の学習の進捗が確認できる学習カルテの提供を行った。

The screenshot shows a 'Learning Card' interface for a user in the 0th year, 0th grade. It includes several sections:

- ふりかえり** (Summary): Overview of the month's learning progress.
- 【X月の navima 取り組み】** (navima Engagement in X Month): A table showing total learning time and average daily learning time.
- 【X月の デジタルツール 活用状況】** (Digital Tool Usage in X Month): A 2x2 grid showing usage of navima and digital textbooks.
- 【X月現在の 領域別 学習結果】** (Learning Results by Area in X Month): A bar chart showing test scores in various subjects.
- 先生からのコメント** (Teacher's Comment): A section for teacher feedback.

Annotations on the screenshot include:

- 1 か月の学習時間、日数、クラス平均など (1 month of learning time, number of days, class average, etc.)
- デジタルツールでの学習状況を可視化 (Visualize learning status with digital tools)
- 算数・数学の領域別の学習状況・テスト結果を一覧掲載 (List learning status and test results by subject area: arithmetic/math)

フィールド調査の調査対象は以下の通り

フィールド調査/調査対象

●フィールド実証地域・学校

学校区分	自治体名/学校名	実証参加人数	実証環境
私立	九州 私立小中学校	小学校 5年生 25名 中学校 1年生 18名 2年生 15名 (59名)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ デジタル教科書、デジタルドリル、単元テスト結果のデータを利用 対象の教科は算数・数学に限定し実証を実施 ➤ 学習eポータルの利用なし（※現在実証用eポータル使用中）
公立	東京都内 公立小学校	小学校 5年生 (56名)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ デジタル教科書、デジタルドリル、単元テスト結果のデータを利用 ➤ 対象の教科は算数・数学に限定し実証を実施

●アンケート対象者情報

	調査対象	調査方法
フィールド実証校	<ul style="list-style-type: none"> • 児童生徒：106名 • 教員：19名 • 保護者：64名 	アンケート調査形式
学習塾	<ul style="list-style-type: none"> • A塾（千葉）：個別指導・358教室 • B塾（千葉）：集団指導・1教室 • C塾（東京）：集団指導・8教室 • D塾（鳥取）：個別指導・1教室 • E塾（大分）：個別指導・17教室 	アンケート調査形式
事業者	<ul style="list-style-type: none"> • P社：デジタル教材プラットフォーム運営事業者 • Q社：学習管理アプリケーションサービス提供事業者 • R社：デジタル教科書ビューア機能等を提供するICTプラットフォーム事業者 	アンケート調査形式

フィールド調査で得られた結果は以下の通り

調査結果/アンケート結果

	検証内容	アンケート結果
論点 1	<ul style="list-style-type: none"> ▶ “学習情報の連携”を学習カルテで仮想し、学習カルテを児童生徒及び教員へ配布し、学習カルテによるメリットについてヒアリングを実施 ※ 事業者、学習塾へはサンプルデータを共有し学習カルテによる情報連携に対してヒアリングを実施 ▶ 実態把握として、教育データ利活用に対するニーズのヒアリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学習カルテについて児童生徒は約76%、教員は約95%がメリットを感じた。 ▶ 「得意や苦手があった」「得意や苦手を把握するのに有効」という意見が多かった。 ▶ 教育データの利活用は「児童生徒の学習の理解度を把握するのに有効」、次いで「児童生徒の得意や苦手を把握するのに有効」と考えている教員が多く、学習カルテは教員のニーズを満たすものだと考えられる。
論点 2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プライバシーの観点でデータ種別を整理するために、児童生徒に対して提供することに抵抗のあるデータについてヒアリングを実施 ▶ 提供先第三者が、学習情報連携において、どのようなデータ種別の連携を望んでいるか、学習カルテを提示し、ヒアリングを実施 ▶ データ連携の仕組みの在り方及び懸念についてヒアリングを実施 ▶ データの取扱いレベル区分に対する考え方を提示しデータ種別のヒアリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 提供に抵抗のあるデータとしてインターネットで見ている内容、健康データ、テスト結果があげられた。 ▶ データの取扱いに関して、学習塾からは「生徒が学習塾だけに共有した、学校も保護者も知らない情報を誤って学校や保護者に共有することがないか」などといった懸念が寄せられた。 ▶ データ連携の仕組みの在り方に対し事業者から「回答時間や問題の正誤結果など標準化が行われないと混ぜて意味のないデータになってしまう」「API仕様が統一されていないと、情報銀行の数だけ開発しなければならず、情報銀行との接続が進まない可能性が高く、そもそも情報銀行が普及しない」という意見があった。 ※ レベル区分によるデータ種別検討はデータ特性を踏まえたレベル区分が調査時点で困難であり、検討方法を変更。
論点 3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ データ提供に対する同意取得の主体は誰であるべきかについて、児童生徒と保護者よりヒアリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ データ提供先を児童生徒自身で決めたいという回答が約76%に上った。一方で保護者は「児童生徒本人と保護者の双方」から同意を取得すべきと答えた割合が約78%に上った。多くの児童生徒が希望した「児童生徒本人」と答えた保護者は約2%にとどまった。 ▶ 事業者側では、同意を取得する手間がなくなるのは良いといった意見がある一方、事業者と情報銀行認定事業者間で、課題発生起因の切り分けや調整の手間が発生するといった意見も見られた。
論点 5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 実態把握として、第三者認証の取得状況および未取得の場合はその理由についてのヒアリングを実施 ▶ 実態把握として、教育分野における情報セキュリティに対する取り組みについてヒアリングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ データ提供先に対して情報セキュリティに関する認証の取得を求める保護者が約8割にのぼった。 ▶ 今回ヒアリングをした学習塾においては、第三者認証はPマークやISO27001の取得事例はなく、公益社団法人全国学習塾協会の「学習塾認証」のみであった。 ▶ 第三者認証未取得の理由としては「要件を満たすために必要な人的コスト及び金銭的成本（書類作成の煩雑さや設備投資）」、「第三者認証の存在を知らなかった。取得の必要性を感じていない。」といった意見が見られた。

ユースケースの受容性の整理、および受容性の高いユースケースに対する論点の検討、その他課題の整理を目的として、生活者・学習塾・事業者にヒアリング調査を実施

ヒアリング調査内容

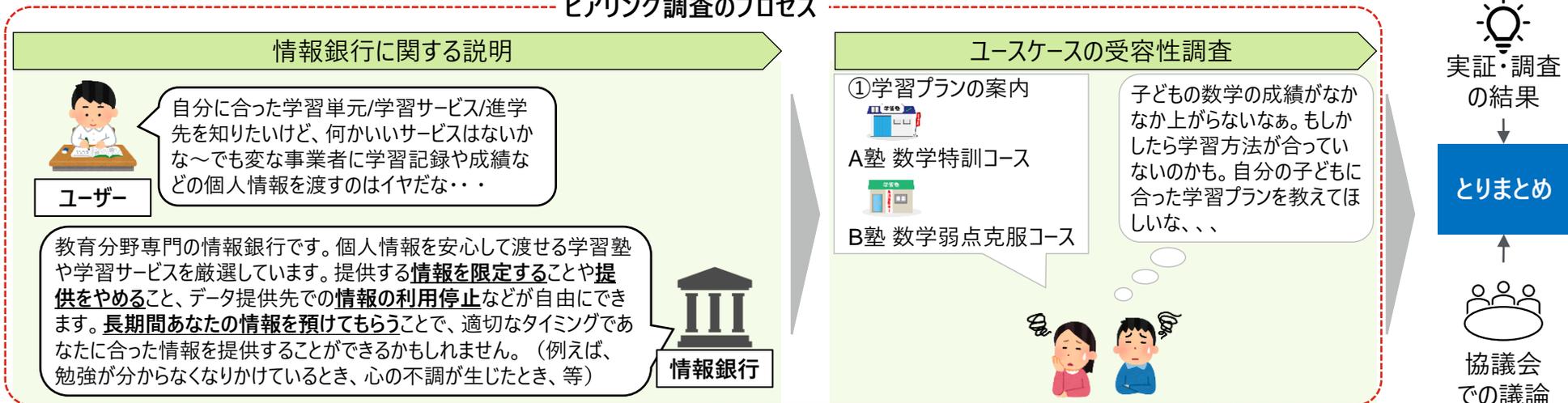
< 調査概要 >

- 情報銀行が介する各ユースケースの受容性を整理（論点1）するため、生活者、学習塾、事業者のヒアリングを実施した。
- ※加えて各ユースケースに対して必要となる「データの種別・取扱い」（論点2）および提供先に求める要件（論点5）についてもヒアリングを実施するとともに、ユースケースの受容性調査（論点1）をもとに、「利用目的制限の可否」（論点4）の検討や、社会実装時の課題整理を実施

< 調査方法 >

- オンラインまたは対面の個別インタビュー形式にて、情報銀行の価値を説明したうえで、各ユースケースの受容性に対するヒアリングを実施

ヒアリング調査のプロセス



< 調査先 >

	生活者向け調査	学習塾向け調査	事業者向け調査
調査対象	小学5、6年生および中学生の子どもをもつ保護者（15名）	<ul style="list-style-type: none"> F塾（埼玉）：個別指導・2教室 G塾（兵庫）：集団指導・8教室 H塾（千葉）：集団指導・1教室 I塾（鳥取）：個別指導・1教室 J塾（大分）：個別指導・17教室 	<ul style="list-style-type: none"> X社：デジタル教材プラットフォーム運営事業者 Y社：学習管理アプリケーションサービス提供事業者 Z社：デジタル教材プラットフォーム運営事業者

ヒアリング調査の結果、スカウト型サービス、学習情報の連携、アレルギー情報等の連携に対するユースケースの受容性が高かった

調査結果/ヒアリング調査結果

	ユースケース① 学習プランの案内	ユースケース② 習い事の案内	ユースケース③ メンタルヘルス等のサービス提供	ユースケース④ スカウト型サービス
生活者	約半数が肯定的にとらえる一方で、広告に対する嫌悪感もあり、提供される情報の精度が求められる。	習い事は案内を受けて実施するというよりも、親や子どもの考えを尊重したいという意見が多く見られた。	必要性は理解できるが、信頼できる関係性のなかでのみ情報連携ができればよいという意見が多く見られた。	現在の一発勝負の入試試験ではなく、過程を評価してもらえる等の肯定的な意見が多く見られた。
学習塾	・データ提供先としてニーズがある。 ・最適な情報を提供できるほど学習塾側が差別化できているか。			・塾講師の人材難という側面もあるため、ニーズがある。 ・雇用後のギャップ解消に有効。
事業者	・ビジネス規模が小さい。 ・広告であればイメージできるが、学習プランの提案はイメージできない。	・ビジネス規模が小さい。 ・マッチングに対する期待値も少ない。	・ビジネス規模が小さい。	・一定のニーズがある。 ・大学の入試の多様化の1つの方向性としてありうる。
総括 (整理)	△ 単なる広告とならないよう制限が必要。	△ ニーズ・市場が小さいと考えられる。	× 要配慮個人情報※の提供に否定的な様子が見られた。	○ 各主体いずれもが肯定的である、格差の拡大、同調圧力の懸念あり。

	ユースケース⑤ 学習情報の連携	ユースケース⑥ アレルギー情報等の連携	ユースケース⑦ 資格情報等の連携
生活者	スムーズな情報連携をすることで、きめ細やかな指導が期待できるという肯定的な意見が多く見られた。	既に学校へ提供している情報の範囲内であれば、手続きが簡易化されることへの肯定的な意見が多く見られた。	ユースケースを否定する意見は少ないが、“活用する頻度が少なく、イメージしづらい”という意見が多く見られた。
学習塾	・学校と学習塾の垣根を越えて、学習支援ができるのはよい。		
事業者	・オペレーション簡易化につながる。 ・社会的意義があるものの、ビジネスモデルとして成立しうるか。	・学校側が望まない可能性がある。 ・社会的意義があるものの、ビジネスモデルとして成立しうるか。	・社会的意義があるものの、ビジネスモデルとして成立しうるか（情報信託機能によるメリットが見えない）。
総括 (整理)	○ 各主体のいずれも肯定的である。	○ アレルギー情報の提供は抵抗が少ない。	△ ユースケースを否定することはないがニーズ・市場が小さいと考えられる。

※要配慮個人情報：不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報*

*診療情報、薬剤情報、健康診断の結果、障害、犯罪の経歴等

2. 調査内容

- (2) 情報銀行における教育データの利活用の実現に向けた検討**
- (3) 情報銀行における個人情報の取扱いルールの在り方の検討**

各ユースケースに対して、下記3つの観点から課題を整理し、生活者ニーズの高いユースケースにおける考察を実施した

考察/論点1「ニーズの洗い出し、便益の整理」

対応の方向性

【検討事項：教育データを連携・活用するユースケースにはどのようなものがあるか。】

ユースケース①～⑦について、ア.広告のように感じるか、イ.提供する情報はプライバシーの観点で拒否感を感じるか、ウ.ビジネスモデルとして成立するか、の3つの観点で課題を整理し、生活者ニーズも踏まえたうえで各ユースケースの受容性を評価する。

	課題			生活者 ニーズ	考察
	ア.広告面 *3	イ.プライバ シー面*4	ウ.ビジネスモ デル面*5		
①学習プランの案内 ②習い事の案内	×	○	○	中	一定数の利用ニーズはあるものの、“どちらともいえない”や“広告のように感じるかもしれない”といった意見が半数近く寄せられており、個人情報を含むデータを第三者に情報提供する抵抗感が生活者が感じる付加価値を上回っていると考えられる。 本ユースケースの類似広告に対しての嫌悪感が非常に高く 、情報銀行に対する信頼が失墜する可能性が非常に高い。
③メンタルヘルス	○	×	○	低	実際に本サービスを活用するイメージがわからない等のニーズ自体に対する否定的な意見や、学校への出欠情報等を第三者に提供することに対する否定的な意見が多い。
④スカウト型サービス*1 ⑤学習情報連携	○	○	○	高	いずれのケースにおいても情報銀行が第三者に提供するデータ(学習状況が分かるテスト結果、成績データ、デジタル教材学習履歴)によって得られる付加価値(日々の学習状況を考慮した最適な学習プランの案内やスカウト型サービス)が保護者からも高い支持を受けている。生活者が感じる付加価値が個人情報を含むデータを第三者に情報提供する抵抗感を上回っていると考えられる。
⑥アレルギー情報等連携 *2 ⑦資格情報等連携	○	○	×	高	日常的に生活者が感じている課題(手続きの煩わしさ)の解消することに対する肯定的な意見が多い反面、生活者を含めたいずれのステークホルダも コスト負担の意思はなく 、社会的意義の高さはあるが ビジネスモデル成立 に対する懸念が高い。

*1:生活者からポジティブな反応が示されているが、実際にスカウト型サービスを実施するというプロセスのなかで、データ提供先から追加で情報提供を求められた際に情報提供せざるを得ないのではないか、といった提供先との関係による情報提供に対する懸念も見られた。

*2:生活者ニーズが高い事は事実だが、進学先等の学校間の情報連携であり情報銀行が介在する必要性は必ずしもないと考えられる。

*3:広告と感じにくい:○、感じやすい:×

*4:プライバシーの観点で拒否感を感じにくい:○、プライバシーの観点で拒否感を感じやすい×

※今回はユースケースのみについての判断であり、どのような情報を利用するか等のユースケースとは別の観点からのプライバシーの問題は別途検討が必要である。

*5:ビジネスモデル成立する:○ ビジネスモデル成立しない:×

⇒ **生活者からの関心が高く課題が限定的な“⑤学習情報の連携”と“④スカウト型サービス”を中心に情報銀行制度の活用を検討するのはどうか。**

教育分野での情報銀行活用については、ニーズの高いものから検討を行い、情報銀行を介することで生まれる価値をしっかりと訴求していくことが考えられる

考察/論点1「ニーズの洗い出し、便益の整理」

対応の方向性

【検討事項：情報銀行を介することでどのような価値が生まれるか。】

- 生活者から寄せられた「資料請求等で発生する個人情報の提供については取扱いに不安がある」といったデータ提供先の安全性を不安視する声や、「より自分に合った情報提供(自己では知りえないデータ提供先を含む)が期待できる」といった個別最適を求める声が寄せられた。
- ユースケースの受容性の結果から、教育分野ではよりポータビリティを求めることが分かる。
- 事業者にとっては、情報銀行の認定を取得せずとも、ビジネスを展開することができるといった考え方もあるが、生活者は情報の取扱いの安全性を重視している。情報銀行の認定を取得し、指針等に則り運用することで、個人情報を取扱うビジネスを展開する際のビジネスリスクを軽減し、生活者に対しても安全性を示すものの一つとして有効と考えられる。なお、そのためには生活者・事業者それぞれに情報銀行の認定制度とその価値を十分に周知させる必要がある。

⇒ **情報銀行を介することで生まれる価値として、データ提供先の安全性の確保、データの蓄積に基づく異常の早期検知、データ提供先(可能性)の拡大、安心・安全なポータビリティ機能が考えられる。**

他省庁での検討状況を考慮しながら、情報銀行が扱うことができる教育データの種別や情報銀行におけるデータの集約・流通、連携方法を継続検討するのが良いのではないか

考察/論点2「データの種別・取扱い」

対応の方向性

【検討事項：情報銀行が扱うことができる教育データの種別の範囲はどうあるべきか、また、特別に配慮が必要な情報、扱うべきではない情報はるか。】

- ・ 関心が高いユースケースの⑤学習情報の連携や④スカウト型サービスを実施するうえで必要なデータ種別はテスト結果、成績データ、デジタル教材学習履歴が推測される。
- ・ 教育データを取扱うことでいじめの早期発見や犯罪の予防などの有効性が考えられるが、同時にデータの決めつけを行ってしまう危険性も孕んでいるため、現段階では、情報銀行に対する心理的な安心・安全を確保するために、情報銀行が取扱うことができる教育データの種別については制限が必要だと考える。
- ・ 情報銀行が取扱うことができる教育データについては、利用目的から限定するという考え方もあるが、一つの利用目的であっても様々な種類のデータが一定の因果関係を持っていることを示すことができってしまうため、利用目的の制限だけではデータの種別を制限することは難しい。
- ・ 教育分野では、教育データの効果的な利活用を推進するため、現在文部科学省が『教育データの標準』にて検討を進めている最中であり、教育データの全体像については現状整理が難しい。
- ・ データ種別については、利用者のプライバシーの観点で取扱いを整理すべきであるものの、その際には、関係他省庁とも連携することが必要である。
- ・ 現段階では利用者個人の精神状態等、学習に関係のない情報が含まれる教育データについては、情報銀行の取扱いに関しても一定の制限が必要ではないか。
例. 学校の出欠情報 …… 有効性は認められるものの、学校に通えなくなる理由のなかには配慮すべき事項があると考えられるため
授業の態度（定性評価） …… 教員との関係性に基づく評価や授業内容によっては思想や信条に関連する場面があることも想定され、
配慮が必要な情報が含まれる可能性があるため

※そのほか教育分野に関わらず、不当な差別につながりやすい情報である家庭の情報（世帯収入）や機微性の高い生体情報等の倫理上取り扱う必要がないデータについても制限が必要と考える。

⇒ 情報銀行が取扱うことができる教育データ種別の範囲は定めるべきではないか。一方で、現時点では明確に教育データの範囲を示すことが難しいため、文部科学省の『教育データ標準』での検討内容と足並みを揃えながら、生活者の関心が高いユースケースから取扱いの可否を検討していくのが良いのではないか。情報銀行が取扱うべきでないデータ種別（出欠席情報、授業態度等）についてはプライバシー観点から整理するのが良いのではないか。

【検討事項：情報銀行におけるデータの集約・流通、各システムとの連携方法はどうあるべきか】

- ・ API以外(手動連携)の連携方法については、ユーザーの使い勝手の悪化及び漏洩リスクの増大につながるため検討の範囲外とした。
- ・ API仕様が統一されていない場合、情報銀行の数だけ開発が必要となり、各ステークホルダーの負担が増加、情報銀行の普及を阻害する一因になる。
- ・ 公教育で広く普及している学習eポータルにおいても、データの共有や可視化について検討が進められているため、データ提供元の連携負荷軽減は学習eポータルの連携仕様とダブルスタンダードにならないような検討が必要である。

⇒ APIによる接続を主な検討対象として、その標準的な仕様や稼働形態等について検討を深める必要があるのではないか。

利用者が未成年の際は、利用者本人および法定代理人の双方に同意を求めるのが良いと考えられる

考察/論点3「同意取得・コントロールビリティ」

対応の方向性

【検討事項：利用者個人が未成年であることを踏まえ、同意取得、コントロールビリティの確保にあたり、留意すべき点は何か。】

- 調査結果より、多くの児童生徒が自ら個人情報の提供先の決定を希望していた一方で、多くの保護者は双方からの同意取得を希望していた。
- 文部科学省「教育データの利活用に係る留意事項」では、「子どもの同意取得においては法定代理人※等（保護者）からも取得した方が丁寧である」といった考え方が示されており、「個人情報保護法Q&A」でも対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって個別具体的に判断すべきとされている。

「教育データの利活用に係る留意事項、文部科学省、第1版（令和5年3月）」
P.58「2. 「誰から」同意を取得するか」

12歳から15歳までの児童生徒が同意したことによって生じる結果を自分で判断できると考えられるか判断がつきにくい場合に、児童生徒本人のみならず保護者の同意も併せて取得しておくことは、より丁寧な対応となります。

個人情報保護委員会、お問合せ、FAQ索引
「何歳以下の子どもについて、同意をしたことによって生じる結果を判断できる能力を有していないものとして、法定代理人等から同意を得る必要がありますか。」

法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

- 一方で、利用者本人と法定代理人の双方から同意取得をすることを前提とした場合、UI（ユーザーインターフェース）やUX（ユーザーエクスペリエンス）を考慮した上でのシステム開発が必要となり、開発コストの増大につながる懸念があるが、未成年の判断能力の不十分さを考慮し双方からの同意取得を前提とするのがよいのではないか。
- 未成年であっても、利用者個人のデータを利活用することによって生まれる便益・メリットは利用者個人が享受できるようにすべきである。
- 一方で、同意をする主体として適切な年齢については、他省庁等の動向を踏まえながら慎重に検討する必要がある。

⇒ **同意を得る際には、利用者本人と法定代理人の双方からの同意取得を原則としてはどうか。一方でシステム開発のコストが情報銀行という仕組みへの参入障壁となりかねないため、極力開発コストのかからない方法を並行して検討する必要がある。また同意をする主体の適切な年齢についても、他省庁の動向を踏まえながら慎重に検討する必要がある。**

※ 学校運営上、個人の拒否権がなくサービスを利用するために全員が同意をする同意取得方法については、有効な同意とは考えられないため、情報銀行の同意取得方法としては認めない。

※ オプトアウトにおいて個人データの第三者提供を停止する場合は、利用者本人または法定代理人の何れかが申し出れば停止できるようにすることが望ましいと考えられる。（同意を得る際には双方からの同意取得が原則になっているため、利用者本人または法定代理人の何れかがオプトアウトを申し出れば、すなわち双方から同意取得が得られていない状態を意味するため、利用者本人または法定代理人の何れかが申し出れば停止して問題ないと考えられる。）

教育分野にはデータポータビリティのニーズがあり、スムーズなデータ提供の実現のためには、事業者側の規約整備も必要と考えられる

考察/論点3「同意取得・コントロールビリティ」

対応の方向性

【検討事項：データの取得・提供に係る契約はどうあるべきか。】

- データ提供元となる教育サービス提供事業者の多くは、情報銀行等へのデータ提供が可能となるような契約形態（利用者-事業者間）となっていない。データ提供元と情報銀行間におけるスムーズなデータ連携と情報銀行の普及のためには、データ提供元となる事業者のサービス利用規約等へ以下のような追記が必要。

<参考例：学習eポータルとユーザーの同意に基づき連携する事業者の利用規約>

提携サービス	本サービスの機能として、ユーザーの同意に基づき 外部サービス と連携する機能がある場合に、ユーザーが当該機能を利用する場合には、当該機能の利用において登録された保存データが 当該外部サービスの運営者 に提供される場合があります。
免責	本サービスの機能として、ユーザーの同意に基づき 外部サービス と連携する機能がある場合に、ユーザーが当該機能を利用する場合には、当該機能の利用において登録された保存データが 当該外部サービスの運営者 に提供される場合があります。

※情報銀行は「外部サービス」に該当

⇒ 情報銀行への情報提供に際して、データ提供元のサービス利用規約等に情報銀行へのデータ連携に関する記載が必要となるのではないか。

【検討事項：学校間・地域間でのデータの持ち運びにおいて、情報銀行が関与する意義はあるか。その場合に留意すべき点は何か。】

- 「学習eポータル標準モデルVer.3.00」では「連携されたスタディ・ログを、進学や転校時に生徒とともに行先の学校に転送する要望が出てくるのが想定される。児童生徒を識別するIDの連携方法も含め、技術的な課題をはじめとした様々な論点がある。」とし、データの持ち運びについての記載があるものの、引越しを伴う自治体外へのデータの持ち運びや高校への進学時についての詳細は記載されていない。
- 教育データ利活用ロードマップ(生涯にわたる学びの環境整備)でもデータポータビリティの在り方として記載がある通り、情報銀行が関与することで、利用者個人に便益・メリットを還元できる可能性がある。

⇒ 教育データのデータポータビリティという観点で、情報銀行が関与する意義があると考えられる。

利用者個人の安全を確保するためにも利用目的の制限は必要だと考えられる

考察/論点4「利用目的制限の要否」

対応の方向性

【検討事項：情報銀行が教育データを取扱うことができる場合は、利用目的に応じて限定するべきか。】

【検討事項：限定するのであれば、どのような利用目的に限るのがよいか。】

- 情報銀行のビジネスモデルにおいてはデータ提供先が民間事業者中心となることが予想されるため、教育データを取扱う際の利用目的を制限しないことで、データ提供先が自らの利益を優先し教育データの利用範囲を拡大させていくことが懸念されるため、利用者個人の安全を確保する仕組みが必要である。
- また、情報銀行においては、信託が働くことから、利用者個人のデータ提供先のバリエーションが広がる可能性がある。
- 情報銀行としては、明確な便益がありかつ利用者個人の不利益が生じる恐れがないことを担保する必要があるため、生活者調査においてほぼ全員が賛同を示し利用者個人が教育データを利用する目的が明確である学習情報の連携等の、学習能力の向上および学習に関するきめ細やかな指導の充実に資するものから優先的に開始すべきと考える。
- 広告への活用に関しては、生活者からも否定的な意見が多く見られた。
- スカウト型サービスについては、肯定的な意見が多数を占めたものの、情報提供への圧力を感じるといった懸念も一部見られたため、広告利用との線引きや、明確な便益の提供を保証するにあたり、継続的な検討が必要だと考える。
- 文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーガイドライン「9.2.SaaS 型パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項」の中で参考文書として示されている「学習者プライバシーに関する宣言書」では、以下の通り広告への利用目的を制限する記載が明確にされている。

学習者プライバシー宣言書 Ver1.0

(4) 利用目的	学習サービスプロバイダーが取得した個人情報、当該学習サービスのためだけに利用するものとする。学習者等への当該学習サービスに関わらないターゲティング広告の目的には利用しません。利用目的の詳細は、学習サービスプロバイダーのプライバシーポリシーに明記します。
(5) 個人情報の第三者への提供	事前に学習者等から同意を頂いている場合、法令等により提供が認められている場合を除き、学習者等の個人情報を第三者に提供しません。たとえば、学習者等への当該学習サービスに関わらないターゲティング広告の目的で個人情報を第三者へ提供しません。

⇒ 情報銀行を活用することで利用者個人の便益のバリエーションが広がる可能性がある一方で、それによる利用者個人の不利益が生じる恐れがない
ということを担保する必要があるため、利用者のニーズが高く、明確な便益の提供が保証できるものから、利用目的を段階的に拡げてはどうか。その
際、情報銀行が教育データを取扱うことができる場合の利用目的は「学習能力の向上および学習に関するきめ細やかな指導の充実に資するもの」
より開始してはどうか。

⇒ 広告への活用は、文部科学省のセキュリティポリシーにて参考にする資料として整理がされている「学習者プライバシーに関する宣言書」において広告
への利用目的制限の記載があることをふまえ、情報銀行としても制限が必要ではないか。

教育分野においても他分野同様に、提供先第三者に対しても第三者認証の取得を求め るべきと考えられる

考察/論点5「提供先に求める要件」

対応の方向性

【検討事項：多くの学校・教育機関でPマーク等の第三者認証を取得していない中、教育分野におけるデータ提供先に求めるセキュリティ要件はどうあるべきか。】

- 教育分野における提供先第三者の現状の第三者認証取得状況や、取得する上でのハードル（人的コスト・金銭的成本）を鑑みると、教育分野においては、提供先第三者に対して第三者認証の取得を求めない、ということも取りうる方向性の1つではあるものの、情報信託機能を用いるメリットとして、提供先第三者のガバナンスの強化と透明性の確保等が考えられる。第三者認証を取得していない現状を容認することは制度自体の信頼性低下につながりかねない。

⇒ **教育分野においても他分野同様、原則として提供先第三者に第三者認証の取得を求めるべきである。**

【検討事項：第三者認証以外で、データ提供先となる学校や教育機関での安全性を担保する方法はあるか。】

- 情報銀行の信頼性確保のため、教育分野においても他分野同様、原則として提供先第三者に第三者認証の取得を求めるべきである。
- 生活者はもちろん、大半の学習塾も第三者認証の必要性は理解している。
- 現行指針で定められているISMSやPマーク等の第三者認証については取得にかかるコスト（審査料金、外部コンサルティング費等）が高く、個人塾が大半を占める学習塾では取得が難しい状況がある。
- 有識者会議においても、教育分野の事情を踏まえつつ、教育分野における第三者認証以外の安全性担保の在り方の可能性を検討する議論があったが、教育分野の第三者認証の取得状況や、個人情報保護に対する実態を鑑みると、慎重に検討する必要がある。

⇒ **第三者認証以外の安全性を担保する方法についての検討は慎重であるべきで、提供先第三者に第三者認証の取得を求めることが原則と考えられるのではないか。**

公教育で展開されている学習eポータルと重なる機能があると考えられるため、整合性については引き続き関係他省庁における検討状況を把握しながら留意が必要だと考えられる

考察/論点6「その他課題」

対応の方向性

【検討事項：関係他省庁の取組、教育分野のガイドライン等との整合性について留意すべき点は何か。】

- 学習eポータルは過半数の学校で活用されており、学習eポータルベンダーだけではなくその他デジタルサービス提供事業者も連携仕様に準拠しているものがある。
- 義務教育におけるデータは、学習eポータル標準モデルで以下の通りデータの取扱いが規定されている（※）。情報銀行においては、義務教育から本人に返却された後のデータを用いることになるが、義務教育でのデータの取扱いと大きく異なることにならないよう留意が必要である。

教育データの適切な取扱いについて		いつでも・どこでも安心・安全に学べる環境
①データの取扱いについて	②学習ツールを利用した際の学習行動の記録の取扱いについて	
<ul style="list-style-type: none">• 児童生徒が安心・安全に学習eポータルを利用できるよう、セキュリティの扱いについては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえつつ、令和5年度速やかに必要な検討を行い、指針・要件への規定等を行う。	<ul style="list-style-type: none">• 「あらゆる学習記録をLRSに記録するだけでなく、学習eポータル事業者やLRS管理者と共有した上で複数の記録を分析したり可視化したりするための学習行動の記録（標準化されたxAPIステートメント）をLRSに記録する。• 標準化すべきxAPIについては、有識者や関係者の意見を踏まえつつ、令和5年度から順次文部科学省教育データ標準に規定する。	<ul style="list-style-type: none">• 児童生徒が安心・安全に学習eポータルを利用できるよう、セキュリティの扱いについては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえつつ、令和5年度速やかに必要な検討を行い、指針・要件への規定等を行う。

「学習eポータル標準モデル、2023年3月29日、Ver3.0、一般社団法人 ICT CONNECT 21」の「5.2 教育データの適切な取扱い」、P.88-P.90

https://ictconnect21.jp/ict/wp-content/uploads/2023/03/learning_eportal_standard_V3p00.pdf

※学習eポータル標準モデルは個人情報に限ったデータの取扱いについて規定している訳ではない

⇒ **「学習eポータル標準モデル」と扱いが大きく異なることがないよう留意し、引き続き関係他省庁における検討状況を把握しながら調整することが必要ではないか。**

(まとめ) 論点1から論点6の対応の方向性について

< 検討事項 >

論点1「ニーズの洗い出し、便益の整理」

- 教育データを連携・活用するユースケースにはどのようなものがあるか。
- 情報銀行を介することでどのような価値が生まれるか。

論点2「データの種別・取扱い」

- 情報銀行が扱うことができる教育データの種別の範囲はどうあるべきか。また、特別に配慮が必要な情報、扱うべきではない情報はあるか。
- 情報銀行におけるデータの集約・流通、各システムとの連携方法はどうあるべきか。

論点3「同意取得・コントロールバリティ」

- 利用者個人が未成年であることを踏まえ、同意取得、コントロールバリティの確保にあたり、留意すべき点は何か。
- データの取得・提供に係る契約はどうあるべきか。
- 学校間・地域間でのデータの持ち運びにおいて、情報銀行が関与する意義はあるか。その場合に留意すべき点は何か。

論点4「利用目的制限の要否」

- 情報銀行が教育データを取扱うことができる場合は、利用目的に応じて限定するべきか。
- 限定するのであれば、どのような利用目的に限るのがよいか。

論点5「提供先に求める要件」

- 多くの学校・教育機関でPマーク等の第三者認証を取得していない中、教育分野におけるデータ提供先に求めるセキュリティ要件はどうあるべきか。
- 第三者認証以外で、データ提供先となる学校や教育機関での安全性を担保する方法はあるか。

論点6「その他課題」

- 関係他省庁の取組、教育分野のガイドライン等との整合性について留意すべき点は何か。

< 対応の方向性 (一部抜粋) >

- “学習情報の連携”と“スカウト型サービス”を中心に情報銀行制度の活用を検討するのはどうか。
- 情報銀行を介する価値として、データ提供先の安全性の確保、異常の早期検知、データ提供先の拡大、安心・安全なポータビリティ機能を訴求するのはどうか。

- 情報銀行が取扱うことができる教育データ種別の範囲は定めるべきであると考えられるが、現時点では明確に範囲を示すことが難しいため、生活者の関心が高いユースケースで取扱うデータから、検討していくのが良いのではないか。
- 情報銀行が取扱うべきでないデータ種別（出欠席情報、授業態度等）についてはプライバシー観点から整理するのが良いのではないか。
- APIによる接続を主な検討対象として、その標準的な仕様や稼動形態等について検討を深める必要があるのではないか。

- 同意を得る際には、利用者本人と法定代理人の双方からの同意取得を原則としてはどうか。
- 情報銀行への情報提供に際して、データ提供元のサービス利用規約等に情報銀行へのデータ連携に関する記載が必要となるのではないか。
- 教育データのデータポータビリティという観点で、情報銀行が関与する意義があると考えられる。

- 利用者のニーズが高く、明確な便益の提供が保証できるものから、利用目的を段階的に広げてはどうか。
- 広告への活用は、文部科学省のセキュリティポリシーにて参考にする資料として整理がされている「学習者プライバシーに関する宣言書」において広告への利用目的制限の記載があることをふまえ、情報銀行としても制限が必要ではないか。

- 教育分野も他分野同様に提供先第三者に第三者認証の取得を求めるべきではないか。
- 第三者認証以外の安全性を担保する方法についての検討は慎重であるべきで、提供先第三者に第三者認証の取得を求めることが原則と考えられるのではないか。

- 「学習eポータル標準モデル」と扱いが大きく異なることがないよう留意し、引き続き関係他省庁における検討状況を把握しながら調整することが必要ではないか。

教育分野における情報銀行の社会実装にあたり、今後指針改定を検討する際には、前述した各論点における対応の方向性を踏まえ、下記6点について留意が必要である

指針改定（制度的対応）を検討するうえで留意すべき事項の整理

No.	項目	各論点との対応	留意すべき事項
1	情報銀行で扱うべきではない教育データ	【論点2】 データの種別・取扱い (方向性2点目)	情報銀行が取扱うべきでないデータ種別（出欠席情報、授業態度等）についてはプライバシー観点から整理するのが良いのではないか。 ⇒“情報銀行では利用者の安心・安全の確保を目指し、学校の「出欠情報」や「授業態度」のデータ等の個人の精神状態等、学習に関係のない情報が含まれる教育データについては取扱ってはいけない”と考えられる ※ただし、「出欠情報」や「授業態度」以外の情報をすべて取扱ってもよいということではない
2	未成年者からの同意取得	【論点3】 同意取得・コントロールビリティ (方向性1点目)	同意を得る際には、利用者本人と法定代理人の双方からの同意取得を原則としてはどうか。 ⇒“利用者が未成年であるとき、情報銀行では利用者個人とその法定代理人の双方から同意を取得するものとし、情報銀行の機能を停止（オプトアウト）する際には、利用者又はその法定代理人のいずれかのみとするのが良い”と考えられる ※利用者個人のみでの同意とする適切な年齢については他省庁の動向も踏まえ、今後整理する
3	同意取得の有効性	【論点3】 同意取得・コントロールビリティ (方向性2点目)	情報銀行への情報提供に際して、データ提供元のサービス利用規約等に情報銀行へのデータ連携に関する記載が必要となるのではないか。 ⇒“情報銀行の同意取得の方法として、個人の拒否権がなくサービスを利用するために全員が形式的に行う同意取得については、個人情報保護法上、有効な本人の同意とは看做されないと考えられるため、情報銀行においても有効な同意としては認められない”と考えられる
4	広告目的での利用制限	【論理4】 利用目的の制限 (方向性2点目)	広告への活用は、文部科学省のセキュリティポリシーにて参考にする資料として整理がされている「学習者プライバシーに関する宣言書」において広告への利用目的制限の記載があることをふまえ、情報銀行としても制限が必要ではないか。 ⇒“広告への個人情報の活用は、明確な便益をもたらす根拠が確認できないため制限が必要となる”と考えられる
5	データ提供先の安全性担保	【論理5】 提供先に求める要件 (方向性1点目)	教育分野も他分野同様に提供先第三者に第三者認証の取得を求めるべきではないか。 ⇒“教育分野においても他分野同様に、情報銀行より連携されるデータ提供先に対しても安全性担保を目的としてISMSやPマークといった第三者認証の取得を求めるべき”と考えられる
6	その他ガイドラインとの整合性	【論理6】 その他課題	「学習eポータル標準モデル」と扱いが大きく異なることがないよう留意し、引き続き関係他省庁における検討状況を把握しながら調整することが必要ではないか。 ⇒“教育データの適切な取扱いを検討するにあたり、義務教育におけるデータについての取扱いが記載された「学習eポータル標準モデル」と扱いが大きく異なることがないよう留意することが必要だ”と考えられる

End of File